※ 論点整理については、本日の御意見等を反映し、事務局にて整理を行ったうえで、次回答申案の審議時に資料として再度配付いたします。

答申案審議に向けた論点整理

〔(仮称) 千葉袖ケ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書(再手続版)〕 (株式会社袖ケ浦パワ一)

緑:複数者からの意見 黒:事務局意見

図書:方法書の関連ページ ¦ 前回方法書意見:前回の方法書に対する知事意見と同趣旨の内容

1 事業特性、地域特性

(1) 事業特性

- 2.2-10(14) イ 施設の稼働に伴い、多量の排ガス(約717万㎡/h)を排出する計画である。
 - ウ 復水器の冷却方式の変更に伴い、冷却ファンを含む高さ40mの設備が導入され、 騒音及び温風(温排気)の発生が想定される。

(2) 地域特性

3.2-8(134), 3.2-22(148)

- ア 対象事業実施区域(以下「事業区域」という。)は、大規模な工場等が集中立地する京葉工業地域に位置しているが、住居、学校教育施設及び社会福祉施設にも近接 している。
- 3.1-101(123) イ 近傍には、多様な生物が生息し、潮干狩り等でにぎわう盤洲干潟がある。
- 3.1-23(45) ウ 事業区域及びその周辺は、全国的にも光化学スモッグ注意報の発令が多い地域である。
 - エ 事業区域の周辺には、稼働中及び計画中の火力発電所が複数あり、大気環境への 重畳的な影響が懸念される。
 - オ 地域住民等からは事業実施に伴う環境影響への懸念や意見が多数寄せられており、 地域住民等からの意見に配慮した環境保全に取り組むことが必要である。

2 事業計画

図書に該当ページなし

事業計画の詳細な検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を収集し、最良の利用可能技術の導入を検討することにより、大気環境の負荷の低減や温室効果ガスの削減など、一層の環境影響の回避・低減に努めること。【前回方法書意見】(事務局、袖ケ浦市、住民)

3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 全般的事項

 $6.2 - 37(301) \sim 6.2 - 40(304)$

現地調査の実施に当たっては、海水冷却方式の準備書における調査結果を参考とし、調査、予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を検討すること。

(2) 大気質

6.2-6(270) ~ 6.2-8(272) ア 事業区域の周辺において、稼働中及び建設中の火力発電所が複数あり、大気環境 について重畳的な影響が懸念されることから、必要な周辺の火力発電所の情報収集 に努め、重畳的な影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。【前回方法書 意見】(事務局、木更津市)

 $6.2 - 6(270) \sim 6.2 - 8(272)$

イ 排出ガスに係る大気質について、空気冷却方式の復水器からの温風が上空に滞留 することで逆転層が発生し、排出ガスの拡散が妨げられる可能性があることから、 温風の拡散による逆転層の形成をシミュレーションした上で、大気質の予測及び評価を行うこと。(委員、事務局)

 $6.2 - 2(266) \sim$ 6.2 - 3(267), $6.2 - 9(273) \sim$ 6.2 - 10(274)

ウ 工事用資材の搬出入に係る窒素酸化物及び浮遊粒子状物質について、使用する船舶も予測及び評価の対象に含めること。なお、燃料に重油等を使用する場合は、硫 黄酸化物を環境影響評価項目に選定すること。【前回方法書意見】

図書に該当ページなし

エ PM2. 5及び光化学オキシダントについて、予測手法及び対策に係る今後の動向を踏まえ、必要な調査、予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること。【前回方法書意見】(事務局、住民)

(3) 騒音及び低周波音

2.2-12(16), 6.2-21(285) ア 施設の稼働による騒音について、空気冷却方式の復水器では多数のファンを設置 する必要があるとされていることから、復水器を含めて設置する騒音発生施設の諸 元を示した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。(事務局、袖ケ浦市、住民)

6.2-26(290)

イ 低周波音について、超低周波音(周波数が20Hz以下の音)を含めて予測及び 評価を行うこと。【前回方法書意見】 2.2-12(16), 6.2-26(290)

- ウ 施設の稼働による低周波音(超低周波音を含む)について、伝搬の特性を考慮して、環境保全についての配慮が特に必要な住居、学校及び病院等を含む地域を対象に、調査地域及び予測地域を適切に設定し、事業区域周辺の住居等への影響を適切に調査、予測及び評価すること。【前回方法書意見】(事務局、市原市、住民)
- 6.1-6(260) エ 工事用資材等の搬出入に係る超低周波音について、発生源となるタグボート等を 使用する場合は、環境影響評価項目に選定すること。【前回方法書意見】
- 6.2-26(290) オ 低周波音(超低周波音を含む)について、予測結果と比較する指標等を示し、評 価を行うこと。【前回方法書意見】

(4) 水質

6.1-1(255), 6.1-9(263) 基礎工事等において発生する雨水排水等について、仮設排水処理装置等による処理 後の排水量及び水質を明らかにした上で、排出先である近隣他事業所の水路から公共 用水域に排出される場合は、環境影響評価項目に選定すること。(市原市、袖ケ浦市)

(5)景観

6.2-45 (309)~ 完成後の施設が視認可能となる範囲を明らかにした上で、その範囲内の主要な眺望 6.2-47(311) 点を含めて調査地点を選定すること。【前回方法書意見】

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

6.2-49 (313) 事業区域周辺は、潮干狩りを目的とした多くの人出が想定されることから、その利用時期及び利用状況も考慮して調査、予測及び評価を行うこと。【前回方法書意見】

(7) 温室効果ガス等

- 2.2-16(20) ア 一層の二酸化炭素排出削減のため、省エネルギー設備を導入するなど事業場全体 の省エネルギー化に努めた設計とした上で、調査、予測及び評価を行うこと。
- 6.2-52 (316) イ 二酸化炭素の年間排出量等の予測に当たっては、排出量の算定に必要な排出係数 や算定式など、具体的な予測手法を準備書に記載すること。

4 その他

3.1-23(45) (1) 空気冷却方式の復水器からの温風について、発電所周辺の気温に与える影響を明らかにするとともに、予測結果を踏まえて、供用時のモニタリング調査の実施を検討すること。(委員、木更津市、市原市、袖ケ浦市、住民) ※参考資料あり。

図書に該当 ページなし (2) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺自治体及び地域住民等からの懸念・要望に 対し、積極的な情報提供及び丁寧な説明を行うことにより、双方のコミュニケーショ ンを図ること。【前回方法書意見】(事務局、市原市、袖ケ浦市)